

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十二号）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において使用する用語は、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年十二月金融庁告示第百三十号。以下「連結自己資本規制比率告示」という。）において使用する用語の例による。</p>
<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 当該四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という。）には、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項を記載するものとする。</p>	<p>（事業年度の記載事項）</p> <p>第三条 当該四半期の末日が事業年度の末日である場合において、金融商品取引法第五十七条の十七第二項の経営の健全性の状況を記載した書面（前条の規定に該当する場合に最終指定親会社が同項の規定により届け出なければならない書面に限る。以下「経営の健全性の状況を記載した書面」という。）には、次項に定める自己資本の構成に関する開示事項、第三項に定める定性的な開示事項及び第四項に定める定量的な開示事項を記載するものとする。</p>
<p>2 前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3 第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。</p>	<p>2 自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。</p> <p>3 定性的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。</p>

# 一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

連結自己資本規制比率告示第三条の規定により連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団（以下この条において「会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

口ノ亦

二〇十

十一 連結自己資本規制比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が第一項の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

4

一 その他金融機関等（連結自己資本規制比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であつて最終指定親会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二  
(略)

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートジャーマン及び証券化エクスポートジャーマンを除く。）に関する次に掲げる事項

## 一 連結の範囲に関する次に掲げる事項

連結自己資本規制比率を算出する対象となる会社の集団（以下「会社グループ」という。）に属する会社と連結財務諸表提出会社として作成された連結財務諸表における連結の範囲（以下「会計連結範囲」という。）に含まれる会社との相違点及び当該相違点の生じた原因

二〇十

十一 連結自己資本規制比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

定量的な開示事項は、次の各号に掲げる事項とする。

---

4

一　その他金融機関等であつて最終指定親会社の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回つた会社の名称と所要自己資本を下回つた額の総額

一一  
(略)

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートジャーマン及び証券化エクスポートジャーマンを除く。）に関する次に掲げる事項

## る次に掲げる事項

### 三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用される）

三 信用リスク（信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートジャーマン及び証券化エクスポートジャーマンを除く。）に関する次に掲げる事項

イヽホ (略)

へ標準的手法が適用されるエクスボージャーについて、リスク  
・ウエイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した  
後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の  
額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）  
並びに連結自己資本規制比率告示第五十五条第二項第二号、

第一百五十五条第二項第二号及び第二百二十五条第一項（連結自  
己資本規制比率告示第一百一条、第一百三条及び第一百十二条第一項  
において準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パー  
セントのリスク・ウエイトが適用されるエクスボージャーの額

ト (略)

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲  
げるエクスボージャーの区分に応じ、それぞれ次に定める事項  
(信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映するものと  
する。)

(1) (3) (略)

リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスボージャー、ソ  
ブリン向けエクスボージャー、金融機関等向けエクスボージャ  
ー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスボージャー、居住用  
不動産向けエクスボージャー、適格リボルビング型リテール向  
けエクスボージャー及びその他リテール向けエクスボージャー  
ごとの長期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

イヽホ (略)

へ標準的手法が適用されるエクスボージャーについて、リスク  
・ウエイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した  
後の残高（格付が付与されている信用供与の割合が信用供与の  
額全体の一パーセント未満である場合には、区分を要しない。）  
並びに連結自己資本規制比率告示第五十五条第二項第二号、

第一百一条、第一百五十五条第二項第二号及び第二百二十五条（連  
結自己資本規制比率告示第一百三条及び第一百十二条第一項におい  
て準用する場合に限る。）の規定により千二百五十パー  
セントのリスク・ウエイトが適用されるエクスボージャーの額

ト (略)

チ 内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲  
げる事項（信用リスク削減手法を用いた場合は、これを反映す  
るものとする。）

(1) (3) (略)

リ (略)

ヌ 内部格付手法を適用する事業法人向けエクスボージャー、ソ  
ブリン向けエクスボージャー、金融機関等向けエクスボージャ  
ー、PD/LGD 方式を適用する株式等エクスボージャー、居住用  
不動産向けエクスボージャー、適格リボルビング型リテール向  
けエクスボージャー及びその他リテール向けエクスボージャー  
ごとの长期にわたる損失額の推計値と実績値との対比

#### 四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法（内部格付手法のうち、事業法人等向けエクスポートوجه）について LGD 及び EAD の推計値を用いない手法をいう。以下イにおいて同じ。）が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用されたエクスポートوجه（信用リスク削減手法の効果が適用された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポートوجهの上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポートوجه、ソブリン向けエクスポートوجه及び金融機関等向けエクスポートوجهごとに記載することを要する。）

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオに係るものに限る。）

ロ (略)

#### 五 証券化エクスポートوجهに関する次に掲げる事項

イ 会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートوجهに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

#### 四 信用リスク削減手法に関する次に掲げる事項

イ 標準的手法又は基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる信用リスク削減手法が適用された部分に限る。）の額（包括的手法を採用し、かつ、ボラティリティ調整率によるエクスポートوجهの上方調整を行っている場合は、当該上方調整額に相当する額を減額した額）（基礎的内部格付手法が適用されるポートフォリオについては、事業法人向けエクスポートوجه、ソブリン向けエクスポートوجه及び金融機関等向けエクスポートوجهごとに記載することを要する。）

(1) (略)

(2) 適格資産担保（基礎的内部格付手法採用最終指定親会社に限る。）

ロ (略)

#### 五 証券化エクスポートوجهに関する次に掲げる事項

イ 会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートوجهに関する次に掲げる事項

(1) (8) (略)

(9) 連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により千

より千二百五十分の一のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポート・エクスポート・エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)・(11) (略)

ロ 会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 連結自己資本規制比率告示第二百二十五条第一項の規定により千二百五十分の一のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) (略)

ハ 会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

(1)・(8) (略)

(9) 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項において読み替えて準用する連結自己資本規制比率告示第二百二十五条（第一項第二号を除く。）の規定により百分の一のリスク・ウェイトが適用される証券化

リスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

二 会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リス

(9) 連結自己資本規制比率告示第二百八十五条の規定により千二百五十分の一のリスク・ウェイトが適用される証券化

エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10)・(11) (略)

ロ 会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 連結自己資本規制比率告示第二百四十五条の規定により千二百五十分の一のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

(4) (略)

ハ 会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポートに関する次に掲げる事項

(1)・(8) (略)

(9) 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項の規定により百分の一のリスク・ウェイトが適用される証券化

エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

(10) (略)

二 会社グループが投資家である場合におけるマーケット・リス

ク相当額の算出対象となる証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

ク相当額の算出対象となる証券化エクスボージャーに関する次に掲げる事項

(1) (3) (略)

(4) 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項において読み替えて準用する連結自己資本規制比率告示第二百二十九条（第一項第二号を除く。）の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化

リスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーの額

及び主な原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する場合に限る。）

イ・ニ (略)

八 トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスボージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額及び時価並びに次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1) 上場している出資等又は株式等エクスボージャー (2) において「上場株式等エクスボージャー」という。 (略)

ロ・ホ (略)

九・十 (略)

5 | 会社グループにおける第一号の額を直近に終了した事業年度末の

為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超えるものその他これに準ずる会社グループとして金融庁長官が指定す

(1) (3) (略)

(4) 連結自己資本規制比率告示第二百八十条の五第二項の規定により百パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスボージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

七 マーケット・リスクに関する次に掲げる事項（内部モデル方式を使用する会社グループに限る。）

イ・ニ (略)

八 トレーディング業務以外の出資等又は株式等エクスボージャーに関する次に掲げる事項

イ 連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る連結貸借対照表計上額

(1) 上場株式等エクスボージャー

(2) (略)

ロ・ホ (略)

九・十 (略)

(新設)

るものに係る第一項の定量的な開示事項は、前項各号に掲げる事項に加え、次に掲げる事項とする。

一 資産及び取引に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する再構築コストの額及びカレント・エクスポート・ジャーワイア方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）

ロ レポ形式の取引に係るグロスの資産残高及び貸出資産と借入資産との評価差額

ハ 資産の額（イ及びロに掲げるもの、普通株式等Tie r1資本に係る調整項目の額並びにその他Tie r1資本に係る調整項目の額を除く。）

二 オフ・バランス取引（派生商品取引及び長期決済期間取引並びにレポ形式の取引を除く。）の与信相当額

金融機関等（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者、保険会社、中央清算機関、厚生年金基金その他これらに類する事業を営む者を含む。以下この号、次号及び第八号において同じ。）向け与信に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 金融機関等向け預金及び貸出金の額（コミットメントの未引出額を含む。）

ロ 金融機関等が発行した有価証券（担保付社債、一般無担保社債、劣後債、短期社債、譲渡性預金及び株式をいう。第四号において同じ。）の保有額

ハ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポートジャーノの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）

二 金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場及び同条第八項第三号ロに規定する外国金融商品市場（次号及び第八号において「金融商品市場等」という。）によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポートジャーノ方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を下回らないものに限る。）

三 金融機関等に対する債務に関する次に掲げる事項の残高の合計額

イ 金融機関等からの預金及びコミットメントの未引出額

ロ 金融機関等とのレポ形式の取引のカレント・エクスポートジャーノの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）

ハ 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る公正価値評価額及びカレント・エクスポートジャーノ方式で計算したアドオンの額（法的に有効な相対ネッティング契約の効果を勘案できるものとし、零を上回らないものに限る。）

四 発行済有価証券の残高

五 直近に終了した事業年度における日本銀行金融ネットワークシ

システム、全国銀行資金決済ネットワークその他これらに類する決済システムを通じた決済の年間の合計額

六 信託財産及びこれに類する資産の残高

七 直近に終了した事業年度における債券及び株式に係る引受け（金融商品取引法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）の年間の合計額

八 金融商品市場等によらないで行う金融機関等との派生商品取引及び長期決済期間取引に係る想定元本の額の残高

九 次に掲げる有価証券（流動性が高いと認められるものを除く。）の残高の合計額

イ 売買目的有価証券

ロ その他有価証券

十 観察可能な市場データではない情報に基づき公正価値評価された資産の残高

十一 対外与信の残高

十二 対外債務の残高

（中間事業年度の記載事項）

第四条 前条（第三項第二号から第十号まで及び第五項を除く。）の

規定は、当該四半期の末日が中間事業年度（事業年度の前半の六月間をいう。）の末日である場合における経営の健全性の状況を記載した書面について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第

（中間事業年度の記載事項）

第四条 当該四半期の末日が中間事業年度（事業年度の前半の六月間をいう。次条において同じ。）の末日である場合において、経営の

健全性の状況を記載した書面には、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項、同条第三項第一号に定める連結の範囲に関する事項、同項第十一号に定める連結自己資本規制比率告示第三条

一項」と、同条第三項中「第一項の定性的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定性的な」と、同項第十一号中「連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が第一項」とあるのは「中間連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項」と、同条第四項中「第一項の定量的な」とあるのは「第四条の規定により読み替えて準用する第三条第一項の定量的な」と、同項第二号へ中「をいう。第五条第一項第七号において同じ。」とあるのは「をいう。」と、同項第八号イ中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同号ハ中「連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書」と、同号ニ中「連結貸借対照表及び連結損益計算書」とあるのは「中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

(四半期の記載事項)

第五条 最終指定親会社は、四半期ごとに、経営の健全性の状況を記載した書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〇七 (略)

- 八 連結における自己資本の構成に関する開示事項  
九 連結自己資本規制比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及

の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明並びに同条第四項に定める定量的な開示事項を記載するものとする。この場合において、同条第三項第十一号及び第四項中「連結貸借対照表」とあるのは「中間連結貸借対照表」と、同項中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する中間事業年度に係る説明書類に記載すべき事項のうち、前条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

(四半期の記載事項)

第五条 当該四半期の末日が事業年度の末日及び中間事業年度の末日のいずれでもない場合において、経営の健全性の状況を記載した書面には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

一〇七 (略)

- 八 第三条第二項に定める自己資本の構成に関する開示事項  
九 第三条第三項第十一号に掲げる事項

びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である  
別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての

説明

十 (略)

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細 (前号に掲げる事項を除く。)

2 前項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号により、同項第十号に掲げる事項は、別紙様式第二号によりそれぞれ作成するものとする。

3 (略)

附則

金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する告示（平成二十六年金融庁告示第二十一号）の適用の日から平成三十年三月三十日までの間における第三条第二項及び第三項第十一号（これららの規定を第四条において読み替えて準用する場合を含む。）並びに第五条第一項第九号の規定の適用については、これらの規定中「別紙様式第一号」とあるのは、「附則別紙様式」とする。

(附則別紙様式)

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

(別紙様式第一号)

(単位：百万円、%)

十 (略)

十一 自己資本調達手段に関する契約内容の詳細

2 前項第八号に掲げる事項は、別紙様式第一号により作成し、同項第十号に掲げる事項は、別紙様式第二号により作成しなければならない。

3 (略)

(新設)

項目	国際様式の該当番号
(略)	(略)
普通出資等 Tier1資本に係る調整項目 (2)	
(略)	(略)
退職給付に係る資産の額	15
(略)	
Tier2資本に係る基礎項目 (4)	
(略)	(略)
Tier2資本に係る基礎項目 (4)	
(略)	(略)
適格日 Tier2資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	47+49
(略)	(略)
適格日 Tier2資本調達手段の額のうち Tier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	47+49
(略)	(略)

うち、最終指定親会社の連結子法人等（ 最終指定親会社の特別目的会社等を除く 。）の発行する資本調達手段の額	49
(注) (略)	(注) (略)

○ 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項及び金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する告示（平成二十一年金融庁告示第十七号）（附則第三条関係）

附 則	改 正 案	現 行
(削る)	(最終指定親会社の自己資本の構成に関する開示事項に係る経過措置)	第五条 第二条の規定による改正後の金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第二項、第四条第二項又は第五条第二項の規定に基づき、別紙様式第一号により作成する自己資本の構成に関する開示事項は、平成三十年三月三十日までの間は、附則別紙様式第三号により作成しなければならない。
(附則別紙様式第三号)	(略)	